

# 共同住宅の水道料金等算定方法

(定例検針日間の2か月継続して使用した場合)

## 上水道(1か月)

2か月使用水量A ÷ 2 = 1か月使用水量B

Bに端数がでたときは後半月を1多くしBを整数にする。

$B \div \text{満室時世帯数} = 1\text{世帯あたりの平均使用水量C}$ をだし、下記の計算式にあてはめる。

$0 \leq C \leq 8$	$10 \times B + 810$	$\times \text{世帯数}$
$8 < C \leq 20$	$137 \times B - 206$	$\times \text{世帯数}$
$20 < C \leq 30$	$164 \times B - 746$	$\times \text{世帯数}$
$30 < C \leq 50$	$193 \times B - 1,616$	$\times \text{世帯数}$
$50 < C \leq 100$	$251 \times B - 4,516$	$\times \text{世帯数}$
$100 < C \leq 1,000$	$335 \times B - 12,916$	$\times \text{世帯数}$
$1,000 < C$	$280 \times B + 42,084$	$\times \text{世帯数}$

※ 料金は、上記により算出した額に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときはその端数全額切り捨てた額）とする。

下水道も同じ。

## 下水道(1か月)

Cのだしかたは上水道と同じ

$0 \leq C \leq 10$	$27 \times B + 1,030$	$\times \text{世帯数}$
$10 < C \leq 20$	$138 \times B - 80$	$\times \text{世帯数}$
$20 < C \leq 30$	$166 \times B - 640$	$\times \text{世帯数}$
$30 < C \leq 50$	$197 \times B - 1,570$	$\times \text{世帯数}$
$50 < C \leq 200$	$258 \times B - 4,620$	$\times \text{世帯数}$
$200 < C \leq 1,000$	$315 \times B - 16,020$	$\times \text{世帯数}$
$1,000 < C$	$350 \times B - 51,020$	$\times \text{世帯数}$

Q /

Aさん（家主）は口径40mmのメーターで満室時世帯数が5世帯のマンションを所有しています。マンションの2か月間の使用水量は150m<sup>3</sup>でしたが、特例制度を利用しいる場合と利用していない場合でどのくらい料金が違いますか？  
ちなみに、下水道も利用しています。

A /

特例制度を利用していない場合、水道料金40,556円、下水道使用料32,406円の料金請求がありますが、満室時世帯数の5世帯で特例制度を利用していた場合の請求金額は、水道料金20,338円、下水道使用料21,890円になります。

## 特例申請計算方法

2か月使用水量150m<sup>3</sup> ÷ 2 = 75m<sup>3</sup> (1か月使用水量)

$75m^3 \div 5\text{世帯} = 15m^3$  (1世帯あたりの平均使用水量)

(水道料金)

$$137 \times 75 - 206 \times 5 = 9,245$$

$$9,245 \times 1.10 = 10,169.5 \text{ (小数点以下切り捨て)}$$

$$10,169.5 \times 2\text{か月} = \underline{20,338\text{円}}$$

(下水道使用料)

$$138 \times 75 - 80 \times 5 = 9,950$$

$$9,950 \times 1.10 = 10,945$$

$$10,945 \times 2\text{か月} = \underline{21,890\text{円}}$$